



第11号 H23.12発行

編集・発行

与謝野町農業委員会

〒629-2498

与謝郡与謝野町字加悦 433 番地
(加悦庁舎内)

TEL : 0772-43-2191 (直通)

URL : <http://www.town-yosano.jp/>

町政へ農業者の声を！ —有害鳥獣対策の強化を求める—

町 農業委員会として、農業者の「声」を町政へ届けるのは重要な役目です。11月11日、平成24年度農林業施策に関する建議書を太田町長へ提出いたしました。長引く日本経済の不況の中で農業も例外ではなく、農産物の国際競争やデフレの影響で、農産物の価格は低迷し深刻な問題となっています。加えて、有害鳥獣による農作物への被害は、農家の生産意欲をも奪ってしまうほど問題となっており、抜本的な対応策が求められます。このような状況を三田会長より説明をして、少しでも農業者の声が町政へ反映されるように建議いたしました。

（建議書より要約）

1 有害鳥獣対策への支援強化について

防護柵設置等への支援継続と、地域の実情に応じた負担割合の見直し、捕獲体制の整備と研修・指導体制の確立。

2 与謝野町農業施策について

京の豆っこ米の生産数量の確保と肥料の安定供給及び農家負担の軽減。

トップセールスや職員によるPR活動を強化し、「与謝野町産」として販売できる体制整備。

3 担い手育成について

新規就農希望者が安心して研修できる体制整備と、「農業体験」「短期研修制度」の導入。

4 幹線道路・河川の維持管理の徹底について

自然循環農業を推進するためにも雑草対策は重要であり、地元農事（実行）組合と連携をとり、きめ細やかな雑草対策の実施。



町長へ建議書を手渡しました。（左から三田会長、大江会長職務代理、西原農業対策委員長）

京の豆っこ米をさらなる高みへ —10年の成果と今後の課題が明らかに—

京 11月11日に「明日の農業を語る会」と題して、パネルディスカッションが開催されました。生産者、新規就農者、流通業者、主婦、機業者の方がそれぞれの立場で与謝野町の農業を熱く討論されました。自然循環農業が始まって10年が過ぎ、生産されたお米は「京の豆っこ米」として大手スーパーで販売されるなど、ブランド化が進んできました。

しかし、生産者からは「生産には慣行栽培より手間を要す、資材が割高、収量減などが課題」、流通業者からは「高く売れる可能性を持っている取組とお米なので自信を持ってほしい」、主婦からは「もっと身近なものにしてほしい。安心安全を考えて購入している人もおられる」と言った発言がありました。コーディネーターの京都府立大学桂准教授からは「この取組は非常に評価できる。しかしPR不足は否めない」と締めくられました。



コーディネーター
京都府立大学 桂准教授



パネラーの皆さん

農業委員会選挙に向けて、選挙人名簿搭載申請書の提出をお忘れなく！

農業委員会委員（選挙委員20名）の任期は3年間です。その任期が来年の7月末で満了いたします。選挙人名簿は、農業委員を選出する選挙人を確定するために大変重要なものです。選挙人名簿の作成は申請により行われますので、下記事項に全て該当する方は申請をお願いいたします。なお、搭載申請書は選挙管理委員会より12月中に各農事（実行）組合を通じて配布する予定となっております。

〈個人〉

- 与謝野町内に住所がある方。
- 年齢が満20歳以上である（平成4年4月1日以前に生まれた方）。
- 10アール以上の農地につき農業経営を行う方、もしくはその同居の親族もしくは配偶者で年間おおむね60日以上耕作を行う方。

〈法人〉

- 農業生産法人の組合員、社員、株主で年間60日以上農作業に従事している方。

※ご不明な点や申請書が届かない等は、選挙管理委員会事務局（☎ 46-3003）

又は農業委員会事務局（☎ 43-2191）までお問い合わせください。

農業委員会制度とは？

農業委員は非常勤公務員として扱われ、農家の代表者であり農地法の運用、農地の利用調整、行政に対して建議や答申を行うなど、地域と農業者のために活動を行います。

有害鳥獣について知る ーシリーズVol.4 アライグマ編ー

原産地

北アメリカ

※日本にはペットとして移入され野生化

出産

3月から4月

※1年に1回、1～6頭出産

歩行跡が左右対になるのが特徴。



食べ物

雑食性

※果樹、野菜、昆虫、水中生物、鳥類など。

行動

水路や側溝等、水際周辺を通路にすることが多い。夜行性だが、昼間も行動する。足が引っかかるものなら何でも登る。前肢は、指が長く、手のように器用に使うことができる。

■アライグマを寄せない農地管理

- ◇作物を食べさせない
→防除策でしっかりと防除する
- ◇収穫予定のない果樹や栗
→早期摘果、伐採できる場合は伐採
- ◇廃棄した作物や果樹
→防除柵内に廃棄、すき込み、埋設、焼却

■捕獲についての注意

野生鳥獣は、許可なく捕獲することは法律で禁止されています（狩猟期間中の狩猟者を除く）。

被害が発生した場合等は、農林課林業水産係（☎ 43-2191）へお問い合わせ下さい。

アライグマ対策の防除柵

